

2022年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号
株式会社TORICO
代表取締役 安藤拓郎
社 長

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点より、会場への当日のご来場はお控えいただくとともに、同封の議決権行使書の郵送又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただくことを推奨させていただきます。後記株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル4階 ベルサール九段 ルーム4
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.torico-corp.com/>）に掲載しております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.torico-corp.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付ください。

議決権行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時必着

●インターネットによる議決権行使



次頁をご参照の上、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネットによる議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 (9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 (平日9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

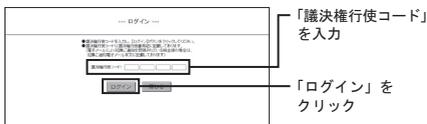
<https://www.tosyodai54.net>



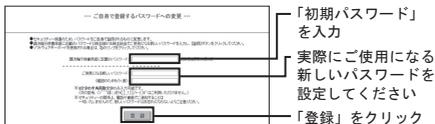
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード(株主様が変わられたものを含みます。)は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことに伴い徐々に経済活動の正常化への動きがみられましたが、2022年1月以降のオミクロン株による感染の再拡大など感染者数は増減を繰り返しており、いまだ収束は見通せていない状況にあります。またウクライナ情勢により国内外において経済活動への影響が懸念され、物価の上昇や円安の進行など、先行きは不透明な状況にあります。

一方で当社グループが主に事業を行う出版流通業界におけるコミック市場の概況は、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所によると、2021年のコミック市場（紙と電子合計）は推計6,759億円と発表されており、2018年の1.9%増から、2019年は12.7%増、2020年は23.0%増、2021年は10.3%増と前年をピークに増加率は下がったものの2年連続で過去最高を更新しております。当社グループの主力サービスが属する紙コミック市場も、2018年の△6.6%、2019年の△1.1%と中長期的な減少傾向から、2020年は巣ごもり需要と「鬼滅の刃」のブームの後押しもあり13.3%増と増加に転じ、2021年も「呪術廻戦」「東京卍リベンジャーズ」等の継続的なヒットの発生もあり、0.4%増の2,087億円と、増加の勢いを持続しております。

当連結会計年度の経営環境については、前連結会計年度の当社グループの大幅な売上・利益の拡大要因になった新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務や外出自粛に伴って生じた、巣ごもり需要はゆるやかに減速しているものと思われませんが、そのような条件下においても引き続き前年を上回る需要を持続しております。

このような当社グループのサービス成長持続の要因としては、巣ごもり需要が一時的な現象ではなくコロナの長期化に伴い人々のライフスタイルの変容として定着していること、また漫画を原作とするアニメ、テレビドラマ、映画等の各種メディアコンテンツ展開の継続的な活性化が原作漫画の全巻買い需要を強く支えていること、近年の当社グループのサービス認知度の向上が世の中の漫画作品の認知の仕方、買い方の変化と相まって当社グループのサービスへの需要拡大に繋がっていること、の3点が要因となったと当社は考えております。

このような経営環境の中で、当社グループは「漫画全巻ドットコム」でのコミック全巻セットの販売を基幹サービスとするECサービスにおいては、当連結会計年度よりECアプリをリリースし、アプリ経由での注文増加を図ったことや、楽天市場やPayPayモール等の出店モールの大型キャンペーンでの販売拡大施策を実施したこと、倉庫機能の拡大による仕入及び出荷体制の強化を継続したことで、大幅成長した前連結会計年度からさらに増収傾向を維持し、堅調な売上水準を継続しております。

また当社グループが成長サービスとして位置づけるイベントサービスについては、当連結会計年度におきましては、緊急事態宣言の解除によってリアルイベントが徐々に復調する中で、2022年3月に名古屋に新規店舗をオープンいたしました。また来期からの海外進出に向けた台湾店舗の出店準備を行っております。またECの活用によるイベントグッズ販売の拡大にも注力することで、コロナ禍でもリアルイベントに依存しない耐性の高いサービス構築を行いました。

上記の施策の結果、当連結会計年度における売上高は5,390,861千円と前連結会計年度に比べ399,691千円（前年同期比8.0%増）の増収となりました。一方で、利益面につきましては、人員等の増加による販管費の増加により営業利益は、前連結会計年度に比べ59,144千円減少し、199,546千円（前年同期比22.9%減）、経常利益は前連結会計年度に比べ65,936千円減少し、207,733千円（前年同期比24.1%減）となりました。また、前連結会計年度において税務上の繰越欠損金が解消されたことなどにより、法人税等合計が増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ101,523千円減少し、152,783千円（前年同期比39.9%減）となりました。

（注）当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は56百万円であり、主な内容は本社及び名古屋店舗の内装工事等や、イベントグッズ製作用機器等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は2022年3月23日に東京証券取引所マザーズ市場（市場区分の変更により現在はグロース市場）に上場し、公募増資によって総額78百万円及び新株予約権（ストック・オプション）の行使によって総額140百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、これまで培ってきたビジネス基盤をさらに強化することで成長の持続を図るとともに、新規マンガビジネスの領域への積極的な取り組みを行うことで、高い成長率を維持することが重要と認識しております。また、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題と認識しております。

① サービスを横断した連携の強化

当社はコミック全巻セットECサービスを主力サービスとしつつ、デジタルコミック配信サービスや、マンガイベントサービス等の派生ビジネスを積極的に展開しておりますが、相互のサービス間での積極的な顧客誘導や、各サービス間での顧客の利便性や満足度を高めるサービス横断の施策が現状十分に行えていない状況ではありません。今後は、マンガを軸にサービス横断できる強みを生かし、総合的な相乗効果をもたらすマーケティング施策を企画、推進できる体制の強化に取り組むことで更なる成長が見込めると認識しております。

② サービスのブランド価値向上

当社のコミック全巻セットECサービスは、国内の紙のコミック書籍市場全体が近年減少し続けるトレンドの中で、大きな成長を継続しており、且つ「コミックのまとめ買い」市場において当社は他社の追随を許さない販売実績を誇っており、寡占的な供給者となりえております。当社はこのようなアドバンテージをさらに強化すべく「漫画全巻ドットコム」をはじめとする各サービスのブランド価値向上に努めて参ります。

③ 海外事業展開の推進

当社は、日本国内で展開するマンガビジネスの需要が、世界のマンガファンにも同様に大きな潜在需要があることを、これまで国内に訪れた外国人顧客の消費行動や、海外からのアクセスで利用されたサービス実績から認識しています。コロナ禍で外国人の往来に制限が生じている状況も踏まえながら、当社のビジネスノウハウを活かして国内からの発信のみならず、海外拠点を通じたEC、イベントビジネスを積極的に進めることで収益機会の拡大を図っていく方針であります。まずは文化的に親和性の高いアジアを足掛かりとして、将来的には全世界への事業拡大を目指して参ります。

④ システム技術及び物流機能の強化

当社は、多くのサービスをインターネット上で提供しており、サービス提供にあたりシステム稼働の安定性を確保することが重要な課題と認識しております。そのため、各サービスへのアクセス増大時の負荷分散や顧客満足度の向上に向けた機能開発、設備投資等の継続的な実施を行って参ります。また、商品取扱量の増加に合わせた物流倉庫機能の強化が重要であり、安定性・安全性の向上に取り組んで参ります。

⑤ M&Aの活用

新規事業及び周辺事業の拡大のためには、M&Aも有効な手段であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資対効果はもちろん、対象企業の将来性や当社ビジネスとのシナジーの有無を十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

⑥ 労務管理体制の強化

急速に事業・組織規模が拡大する中で、外部の抜本的な労務デューデリジェンスを行いました。その結果、当社では洗い出された課題に対して、社内で改善プロジェクトを発足し、労務管理ルールの刷新及び就業規則の改定を実施しました。今後も人員が増加する中で労務管理の徹底を継続実施して参ります。

⑦ 優秀な人材の確保及び内部統制、コンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたり、従業員のモチベーションを高める人事施策や労働環境の構築に努めながら、当社のミッションやバリューに共感し、今後の事業展開に賛同し、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。また、人員が増加する中で内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

⑧ 持続可能な社会への取り組み

当社は、今後の企業活動が長期的な視点で社会に与える影響を考慮し、経済価値のみならず持続的に社会価値を創出する企業を目指し経営を進めていくことが必要だと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 (当期)第17期
売 上 高 (千円)	—	—	3,173,891	4,991,170	5,390,861
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	—	—	△2,730	254,307	152,783
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	△6.75	628.85	241.21
総 資 産 (千円)	—	—	1,046,566	1,503,556	1,930,277
純 資 産 (千円)	—	—	434,905	689,212	1,071,367
1株当たり純資産 (円)	—	—	△730.69	△101.84	884.74

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますが、第15期より金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。
2. 当社は2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 (当期)第17期
売 上 高 (千円)	1,941,788	2,813,731	3,174,371	4,991,650	5,391,461
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△5,923	△37,802	△30,840	273,231	153,783
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△585.92	△3,739.10	△6.12	629.16	242.79
総 資 産 (千円)	838,272	794,212	1,028,551	1,504,543	1,932,188
純 資 産 (千円)	485,744	447,942	417,101	690,332	1,073,488
1株当たり純資産 (円)	△24,199.14	△27,938.25	△728.24	△99.07	886.49

- (注) 1. 当社は2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ROLL	9,990千円	100.0%	WEB・アプリサービス
株式会社漫画全巻ドットコム	1,000千円	100.0%	WEB・アプリサービス
株式会社スキマ	1,000千円	100.0%	WEB・アプリサービス

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要製品
ECサービス	eコマース関連サービス（日本国内） 主要サービス等：「漫画全巻ドットコム」
デジタルコミック配信サービス	国内マンガWEB・アプリサービス「スキマ」 海外マンガWEB・アプリサービス「MANGACLUB」
イベントサービス	イベント開催・グッズ書籍販売店舗（日本国内5拠点：池袋、渋谷、名古屋、大阪、行橋）国内グッズ販売サイト：「マンガ展」

(8) 主要な営業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

本社：東京都千代田区
倉庫（本社併設）：東京都千代田区
倉庫：東京都足立区
池袋虜（現：マンガ展 池袋）：東京都豊島区
渋谷虜（現：マンガ展 渋谷）：東京都渋谷区
マンガ展 名古屋：愛知県名古屋市東区
大阪谷六虜（現：マンガ展 大阪）：大阪府大阪市中央区
リブリオ SHOP：福岡県行橋市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
159 名	36 名

(注) 従業員数にはアルバイトの年間平均雇用人員93名を含めております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社日本政策金融公庫	79,000 千円
株式会社三井住友銀行	54,842 千円
株式会社京葉銀行	45,835 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2022年3月23日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区部再編に伴い、現在はグロース市場に移行しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,600,000株

(2) 発行済株式の総数 1,208,400株

(注) 発行済株式の総数は、新規上場に伴う公募増資により50,000株、新株予約権の権利行使により5,600株、株式分割により1,129,440株増加しております。

(3) 株 主 数 487名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
安 藤 拓 郎	357,540株	29.6%
石 井 昭	203,400株	16.8%
鯉 沼 充	89,200株	7.4%
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	68,920株	5.7%
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合	60,000株	5.0%
AJC企業育成投資事業有限責任組合	57,120株	4.7%
株式会社A	40,000株	3.3%
SuMi TRUSTイノベーション投資事業有限責任組合	38,880株	3.2%
日本アジア投資株式会社	34,800株	2.9%
株式会社SBI証券	28,500株	2.4%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議の日		2013年6月20日	2014年6月26日
新株予約権の数		300個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 12,000株 (新株予約権1個当たり40株)	普通株式 800株 (新株予約権1個当たり40株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 850円	1株当たり 850円
新株予約権の行使期間		2015年6月22日から 2023年6月20日まで	2016年6月28日から 2024年6月26日まで
新株予約権の行使の条件		<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 300個 目的である株式の数 12,000株	保有者数 1名 保有数 20個 目的である株式の数 800株
	社外 取締役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株

		第7回新株予約権	
発行決議の日		2020年11月26日	
新株予約権の数		280個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 11,200株 (新株予約権1個当たり40株)	
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 625円	
新株予約権の行使期間		2022年11月28日から 2030年11月26日まで	
新株予約権の行使の条件		<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役 を除く)	保有者数	2名
		保有数	280個
		目的である株式の数	11,200株
	社外 取締役	保有者数	一名
		保有数	一個
		目的である株式の数	一株

(注) 2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2022年3月31日現在）

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブを目的として、当社取締役に対し、以下のとおり有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

		第8回新株予約権
発行決議の日		2021年10月7日
新株予約権の数		4,320個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 172,800株 (新株予約権1個当たり40株)
新株予約権の発行価額		1個当たり 520円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 625円
新株予約権の行使期間		2021年10月7日から 2031年10月6日まで
新株予約権の行使の条件		<p>① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)</p> <p>(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p>
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役 を除く)	保有者数 2名 保有数 4,320個 目的である株式の数 172,800株
	社外 取締役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株

(注) 2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
安藤 拓郎	代表取締役社長	
鯉 沼 充	専務取締役	管理本部長
高橋 まりほ	取締役	コマース本部長
濱田 潤	取締役	メディア本部長
四柳 剛	取締役	開発本部長
廣木 響平	取締役	株式会社図書館流通センター 取締役図書館総合研究所担当
大和 政之	常勤監査役	
森 孝司	監査役	株式会社図書館流通センター 取締役経営管理室長
佐藤 孝幸	監査役	佐藤経営法律事務所 所長弁護士 株式会社フィル・カンパニー 社 外取締役 AI inside株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社メイコー 社外監査役 全研本社株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役廣木響平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役大和政之氏、森孝司氏及び佐藤孝幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役森孝司氏は、税理士資格を保有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役廣木響平氏、監査役大和政之氏、森孝司氏及び佐藤孝幸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は役員報酬等の額に関する方針を、当社の「役員報酬規程」において定めております。当社の「役員報酬規程」は2020年6月17日の取締役会にて決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の役員報酬については、当社の業績及び経済情勢等を勘案し、職責・役位に応じた「固定報酬」と、業績に連動した報酬である「賞与」並びに、株主との価値共有を図るための報酬である「株式報酬」で構成されております。

賞与については、取締役のみを対象とし、経営に対する独立性の観点から、監査役は対象としておりません。また「株式報酬」については、役員職責等に応じ、取締役を対象として新株予約権を発行しております。

「固定報酬」については、株主総会で報酬総額の限度額を決議し、取締役会にて各期の業績、経済情勢、職責、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長安藤拓郎が役員報酬規程に定める役職毎の報酬レンジの範囲で決定します。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

「賞与」については、会社の経常的な活動の成果を表す指標として経常利益の予算対比実績を参考指標として、取締役の報酬等の一部として、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。「株式報酬」については、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月17日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額については、年額100,000千円以内とし、監査役の報酬等の限度額については、年額30,000千円以内と決議しております。同株主総会終結時の取締役員数は6名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長安藤拓郎に対して、取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた同氏は、当社役員報酬規程に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、個人別の役員報酬を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外 取締役を除く)	51,774	51,774	—	—	5
監査役 (社外 監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	1,800	1,800	—	—	1
社外監査役	7,200	7,200	—	—	3

(注) 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役廣木響平氏は当社の取引先である株式会社図書流通センターの取締役であります。株式会社図書流通センターとの2022年3月期の年間取引総額は638千円と僅少のため、独立性に影響を与える虞はないと判断しております。

社外監査役森孝司氏は当社の取引先である株式会社図書流通センターの取締役であります。株式会社図書流通センターとの2022年3月期の年間取引総額は638千円と僅少のため、独立性に影響を与える虞はないと判断しております。

社外監査役佐藤孝幸氏は佐藤経営法律事務所の所長弁護士、株式会社フィル・カンパニーの社外取締役、AI inside株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社メイコーの社外監査役並びに全研本社株式会社の社外監査役であります。なお、当社は兼職先との間には取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	廣木 響平	当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	大和 政之	当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、常勤監査役として意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	森 孝司	当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、税理士としての専門的見地に基づき、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	佐藤 孝幸	就任後開催の取締役会21回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、弁護士としての専門的見地に基づき、意見を述べております。また、就任後開催の監査役会17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	13,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、アーク有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針（内部統制システムの整備に関する基本方針）を、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役は、使用人が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、企業倫理方針、行動基準及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、監査役と連携して当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、内部通報規程の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報窓口に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理部とする。重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び文書管理規程に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。

経営危機発生が疑われる時は、リスク管理規程に基づき管理部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が委員長となり、管理部長を事務局長としたリスク管理委員会を招集してこれに対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、グループ会社が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

当社及びグループ会社の取締役ほか部門責任者は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営管理方針に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。取締役会がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの内部監査方針に基づき、内部監査室がグループ全体の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査室と監査役が連携し業務の適正の確保を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から監査役監査規程にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社及びグループ会社の取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役の環境を整備するよう努めるものとする。

監査役は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査室との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。

内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果は取締役会及び監査役会に報告する。

必要に応じ、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、規程類の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、次のとおり具体的な取り組みを行っております。

① リスク管理及びコンプライアンス体制の整備

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスク管理委員会は、四半期に1回の開催を定例としており、取締役、監査役、各部門長とともに外部専門家である顧問弁護士を委員に加え、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。当事業年度においては、4回の開催を行っております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

なお、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得、収集した個人情報の漏洩等は当社の信用力低下に直結することから、執行役員管理部長を個人情報管理責任者として個人情報保護規程及び同ガイドラインを整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに全役職員を対象とした研修を実施して個人情報の適正管理に努めております。

情報システム管理については、取締役CTOを責任者として、情報システム部を担当部署としております。

具体的には、業務内容により、アクセス権を制限し、担当者ごとにアクセス範囲を定め、個々人にIDを付与し、パスワードは、3ヶ月ごとに個人設定する管理体制とし、アクセスの証跡が残るようにしています。

また、外部接続装置の禁止、WEBサイトも業務上必要なサイトのみを利用することやSPAMメールを処理する等のウイルス対策を進めています。また、取締役CTOを議長として取締役、監査役、各部門長にて、月に1回のシステム管理委員会を開催し、インシデント及び障害の報告、情報システム・セキュリティ対応課題の共有や、開発プロジェクトの進捗報告等を行っており、当事業年度においては12回の開催を行っております。

② 内部通報制度の整備

当社は、社内不正行為に従業員等が通報できるよう、内部通報規程を定めるとともに内部通報制度を設け、当社管理部を社内窓口、顧問弁護士事務所を社外窓口と定めております。

社内窓口へ内部通報があった場合は、通報の内容を精査した上で該当部署に対するヒアリング等により、通報内容の真偽を判断し、その後の対応を決定しております。

社外窓口へ内部通報があった場合は、担当者が通報者へ詳細なインタビューを行った上で、会社宛にレポート及び口頭により報告を行います。その上で社内担当者は内容の真偽を判断し、その後の対応を決定しております。

③ 反社会的勢力の排除に向けた取り組み

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底する。」と定めております。

これらを受け、当社の主要な会議（全体会議等）などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

また、特暴連（麹町地区）にも加入し、情報収集を行っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、所管部署は管理部として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、日経テレコンの外部データベース及びグーグル検索機能を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年6月には取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や特暴連との関係を強化するべく、本社並びに各拠点に不当要求防止責任者を選任・配置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,767,688	流動負債	706,304
現金及び預金	737,259	買掛金	378,978
売掛金	366,490	1年内返済予定の長期借入金	27,072
商品	613,099	未払金	125,448
その他	55,122	未払法人税等	81,022
貸倒引当金	△4,283	契約負債	37,551
		その他	56,230
固定資産	162,588	固定負債	152,605
有形固定資産	75,791	長期借入金	152,605
建物	54,030	負債合計	858,909
その他	21,760	(純資産の部)	
無形固定資産	16,094	株主資本	1,069,121
投資その他の資産	70,703	資本金	160,556
繰延税金資産	36,125	資本剰余金	491,248
その他	34,577	利益剰余金	417,316
		新株予約権	2,246
資産合計	1,930,277	純資産合計	1,071,367
		負債・純資産合計	1,930,277

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,390,861
売 上 原 価		3,562,034
売 上 総 利 益		1,828,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,629,279
営 業 利 益		199,546
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	1	
コ イ ン 失 効 益	4,670	
ク ー ボ ン 失 効 益	4,359	
助 成 金 収 入	885	
そ の 他	1,506	11,428
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,105	
保 証 料	231	
繰 延 資 産 償 却	509	
そ の 他	397	3,242
経 常 利 益		207,733
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		207,733
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73,851	
法 人 税 等 調 整 額	△18,901	54,949
当 期 純 利 益		152,783
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		152,783

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2021年4月1日残高	50,000	380,692	258,513	689,205
会計方針の変更による累積的影響額			6,020	6,020
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	380,692	264,533	695,226
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	110,556	110,556	—	221,112
親会社株主に 帰属する当期純利益			152,783	152,783
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	110,556	110,556	152,783	373,895
2022年3月31日残高	160,556	491,248	417,316	1,069,121

(単位：千円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2021年4月1日残高	6	689,212
新基準適用による累積的影響額		6,020
会計方針の変更を 反映した当期首残高	6	695,232
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		221,112
親会社株主に 帰属する当期純利益		152,783
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,239	2,239
当期変動額合計	2,239	376,134
2022年3月31日残高	2,246	1,071,367

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,757,610	流動負債	706,095
現金及び預金	727,181	買掛金	378,978
売掛金	366,490	1年内返済長期借入金	27,072
商品	613,099	未払金	125,448
前払費用	13,992	未払費用	33,346
未収入金	40,230	未払法人税等	80,818
預け金	637	未払消費税等	18,663
その他	262	契約負債	37,551
貸倒引当金	△4,283	預り金	4,216
固定資産	174,578	固定負債	152,605
有形固定資産	75,791	長期借入金	152,605
建物	54,030	負債合計	858,700
車両運搬具	2,047	(純資産の部)	
工具器具備品	19,713	株主資本	1,071,241
無形固定資産	16,094	資本金	160,556
営業権	4,216	資本剰余金	491,248
ソフトウェア	2,651	資本準備金	491,248
ソフトウェア仮勘定	8,726	利益剰余金	419,437
商標権	499	その他利益剰余金	419,437
投資その他の資産	82,693	繰越利益剰余金	419,437
関係会社株式	11,990	新株予約権	2,246
出資金	10	純資産合計	1,073,488
長期前払費用	2,669	負債・純資産合計	1,932,188
繰延税金資産	36,125		
差入保証金	31,870		
預託金	27		
資産合計	1,932,188		

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,391,461
売 上 原 価		3,562,034
売 上 総 利 益		1,829,426
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,629,583
営 業 利 益		199,843
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	1	
コ イ ン 失 効 益	4,670	
ク ー ポ ン 失 効 益	4,359	
助 成 金 収 入	885	
そ の 他	1,491	11,413
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,105	
保 証 料	231	
そ の 他	391	2,727
経 常 利 益		208,529
税 引 前 当 期 純 利 益		208,529
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	73,647	
法 人 税 等 調 整 額	△18,901	54,745
当 期 純 利 益		153,783

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	50,000	380,692	380,692
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	380,692	380,692
事業年度中の変動額			
新株の発行	110,556	110,556	110,556
当期純利益			
株主資本以外の項目の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	110,556	110,556	110,556
2022年3月31日残高	160,556	491,248	491,248

(単位：千円)

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益剰余金				
2021年4月1日残高	259,633	259,633	690,325	6	690,332
会計方針の変更による累積的影響額	6,020	6,020	6,020		6,020
会計方針の変更を反映した当期首残高	265,653	265,653	696,346	6	696,352
事業年度中の変動額					
新株の発行			221,112		221,112
当期純利益	153,783	153,783	153,783		153,783
株主資本以外の項目の変動額(純額)				2,239	2,239
事業年度中の変動額合計	153,783	153,783	374,895	2,239	377,135
2022年3月31日残高	419,437	419,437	1,071,241	2,246	1,073,488

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年 5月23日

株式会社TORICO
取締役会御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員	公認会計士	米倉 礼二
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	徳永 剛
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TORICOの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TORICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月23日

株式会社TORICO
取締役会御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米倉 礼二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳永 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TORICOの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5月23日

株式会社TORICO 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大和 政之	印
社外監査役	森 孝司	印
社外監査役	佐藤 孝幸	印

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号
住友不動産九段ビル 4 階
ベルサール九段 ルーム 4



主要交通機関 東京メトロ半蔵門線、都営新宿線
「九段下駅」 5 番出口より徒歩 5 分
東京メトロ東西線
「九段下駅」 7 番出口より徒歩 3 分